

○南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金交付要綱

平成29年4月1日

告示第52号

(趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢町(以下「町」という。)の若者移住定住対策の一環として、町外からの移住を促進するとともに、町外への転出を抑制し、定住促進を図るため、住宅取得に要する経費の一部を補助することについて、南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号)に定めるもののほか、南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 町内に住宅を有し、町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供し、玄関、台所、トイレ、風呂及び居室を有する家屋(併用住宅にあっては、居住部分が延べ床面積の2分の1以上あるものに限る)をいう。
- (3) 移住者 転入前に5年以上連続して町外に居住していた者で、転入してから3年以内の者、又は転入することが確定している者をいう。
- (4) 子ども 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象は、町内への定住を目的として、次の住宅(付随する土地を含む。)を補助金交付申請時から1年以内に取得する事業(以下「補助対象事業」という。)とする。ただし、中古住宅及び土地の取得については本人又は配偶者と3親等以内にある親族との売買、移住者については2親等以内にある親族との売買、及び相続若しくは贈与により住宅を取得する場合又は対象住宅の賃貸若しくは売却を目的とする場合は、交付の対象としない。

- (1) 新築住宅 建築後使用されたことのない住宅をいう。
- (2) 中古住宅 建築後使用されたことのある住宅をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 前条に規定する住宅(以下「対象住宅」という。)を取得すること。

- (2) 対象住宅に10年以上定住することを誓約すること。
- (3) 補助金交付申請時において、満18歳以上45歳以下であること(夫婦の場合は本人又は配偶者のいずれかの年齢)。ただし、子どもを監護している2親等以内の親族は、この限りでない。
- (4) 対象住宅の所有権を共有している場合は、所有権の持分(夫婦の場合は本人及び配偶者の合算した持分)を2分の1以上有すること。
- (5) 補助金の交付申請時において、本人及びその世帯に属する世帯員並びに対象住宅に居住を予定する者が、税等に滞納がないこと。
- (6) 対象住宅が完成した日又は対象住宅取得に係る売買契約日が平成29年4月1日以降であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の5分の1又は次の各号に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

- (1) 新築住宅 200万円
- (2) 中古住宅 50万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、対象住宅の請負契約日から完成後6箇月を経過する日までに又は売買契約日から6箇月を経過する日までに、南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 対象住宅取得に係る請負契約書又は売買契約書の写し(本人が建築する場合は、建築資材等に係る見積書)
- (3) 住宅の付近見取図、配置図及び各階平面図
- (4) 定住宣誓書(様式第3号)
- (5) 町税等納入状況確認承諾書(様式第4号)
- (6) 住宅が共有の物件である場合は、代表申請者選任届(様式第5号)
- (7) 戸籍謄本
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適正と認めると

きは南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(事業の計画変更及び中止)

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金計画変更(中止)承認申請書(様式第7号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金計画変更(中止)承認通知書(様式第8号)により交付決定者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該事業が完了し、対象住宅での居住を開始したときは、速やかに南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 結果報告書(様式第10号)
- (2) 支払明細の分かる書類(領収書等)
- (3) 住民票謄本(世帯全員の住民票)
- (4) 対象住宅の写真(外観並びに玄関、台所、トイレ、風呂及び居室が確認できるもの)
- (5) 対象住宅の登記事項証明書(付随する土地を含む。)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を受けたときは事業の完了を確認し、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金交付確定通知書(様式第11号)により交付決定者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から10日以内に南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金交付請求書(様式第12号)により町長に請求しなければならない。なお、補助金の概算払請求はできないものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の交付決定者からの請求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の取消)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示又はその他法令の規定に違反したとき。
- (3) 当該補助事業完了の日から10年未満の間に対象住宅を貸与、売却、取壊し又は対象住宅からの転居、転出等の理由により居住しなくなったとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをおこなった場合において、既に補助金が交付されているときは、南伊勢町新築及び中古住宅取得支援補助金返還命令書(様式第14号)により、次の表に定める金額の返還を命じることができる。

当該事業完了の日からの経過年数	返還を求める金額(1,000円未満切捨て)
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の90%
2年以上3年未満	交付額の80%
3年以上4年未満	交付額の70%
4年以上5年未満	交付額の60%
5年以上6年未満	交付額の50%
6年以上7年未満	交付額の40%
7年以上8年未満	交付額の30%
8年以上9年未満	交付額の20%
9年以上10年未満	交付額の10%

(補助金の経理等)

第15条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保管しなければならない。

(定住の確認)

第16条 補助金の交付を受けた交付決定者は、その翌年度から10年間、毎年度6月30日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 定住確認書(様式第15号)

(2) 住民票謄本(世帯全員の住民票)

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第36号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第62号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年7月1日告示第93号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月12日上下水道課管理告示第2号)

この告示は、南伊勢町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年南伊勢町条例第31号)の施行の日から施行する。

附 則(令和7年10月1日告示第162号)

この告示は、公布の日から施行する。